

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下、「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下、「令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、情報通信分野における民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的とする。

(交付申請者)

第 3 条 第 1 条の規定により、補助金の交付を受けることができる者は、研究開発を実施する機関であって次の各号のいずれかに該当する者（以下「研究開発機関」という。）とする。ただし、研究開発の実施に当たり、これらに該当しない者の協力を受けることを妨げない。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者である団体（以下「中小企業」という。）
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同付属試験研究機関並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「大学等の公益法人等」という。）
- (3) その他総務大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める法人

(研究開発の期間)

第 4 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる研究開発の期間は、原則と

して1の研究開発につき12ヶ月以内とするが、大臣が適当と認める場合にあってはこの限りでない。

(交付の対象、補助率及び上限額)

第5条 大臣は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第2条の目的の達成に資する補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の補助率及び上限額は、別表のとおりとする。
- 3 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業化ノウハウ等を有し、事業化のための支援を行う機関（以下「事業化支援機関」という。）と協議の上、大臣の指示する期日までに、補助金交付申請書（様式1）及びその他大臣が指示する書類を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、交付決定通知書（様式2）を申請者に送付するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申

請書が総務省に到達してから30日とする。

(交付の条件)

第8条 大臣は、前条第1項の交付の決定に際して、次の条件を付するものとする。

- (1) 研究者の所属する研究開発機関等に変更（新たに研究開発機関等に所属することとなる場合を含む。）があった場合には、第11条の変更承認書を添付して、その変更のあった日から10日以内に、その旨を大臣に届け出なければならないこと
- (2) 補助事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡する場合には、譲渡の相手方から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと
- (3) 補助事業の成果によって相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下げ届書（様式3）を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式4-1）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでは無い。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
- (2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を、交付決定額の総額の20%以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

3 大臣は、第1項の承認をしたときは、変更承認書（様式4-2）を補助事業者に送付

するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式5-1）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 大臣は、前項の承認をしたときは、中止承認書（様式5-2）または廃止承認書（様式5-3）を補助事業者に送付するものとする。

(事業遅延の届出)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届出書（様式6）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査等)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の進行状況及び経費の支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに実施状況報告書（様式7-1）を提出することとし、また、大臣は、その状況を調査することができる。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに事業完了届（様式7-2）を大臣へ提出しなければならない。

(実績報告書)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了（第19条の規定に基づき廃止の承認があった場合を含む）したときは、その日から起算して61日以内（第16条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定した後に支払いを受けようとする場合は、61日以内又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日まで）に、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（様式8）を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に確定通知書(様式9-1又は9-2)をもって通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

3 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでないものであって、補助金の額の各提示において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

4 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式10)を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式11による補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 大臣は、第12条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第13条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(知的財産権の報告)

第20条 補助事業者は、補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、速やかに知的財産権報告書(様式12)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第13-1)を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理明細表(様式第13-2)を添付しなければならない。

4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式14-1）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

5 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を補助事業の遂行に支障のない範囲で一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用する（以下、「一時使用」という。）場合は、次の各号に掲げる条件を満たし、かつ、設備等一時使用報告書（様式14-2）を大臣に提出することで、第3項の大臣の承認を受けたものとして取り扱うことができる。

（1）補助事業者以外の者が処分を制限された取得財産等を利用する場合には、当該使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等の使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。

（2）貸し付けしようとする場合は原則無償貸付けとすること。ただし、実費相当額をもって貸付額とすることは差し支えない。

（補助金の経理）

第23条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（報告の公表）

第24条 大臣は、第14条、第15条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

（事業化報告及び収益納付）

第25条 補助事業者は、補助事業の完了（当該会計年度の補助事業の終了をいう。ただし、当該補助事業に続いて、同一補助事業者による追加の補助事業が実施された場合には、当該追加補助事業の終了をいう。以下同じ。）した日の属する会計年度終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に事業化及び補助事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定その他補助事業の成果の供与（以下「成果の供与」という。）に係る様式第15による事業化及び収益状況報告書を大臣に報告しなければならない。なお、大臣は、補助

事業者に対して必要に応じて、決算報告書、出資者、組織図、社員数等、事業化及び収益状況の把握に必要となる資料の提出を求めることができる。

- 2 補助事業者は、事業化及び成果の供与に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。
- 3 大臣は、第1項の報告書により、補助事業者に事業化又は成果の供与により収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。ただし、直近3年度のいずれかが赤字決算であった企業及び相当程度の雇用創出等の効果によって公益への貢献が認められ、収益納付を求めることによりかえって補助金の本来の目的の達成を阻害すると評価・運営委員会が特に認めた企業として、交付決定の際に事務局から通知を受けた補助事業者はこの限りではない。
- 4 前項の規定により納付を命ずることができる額は補助金の確定額の合計額を限度とする。
- 5 第3項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から20日以内とする。
- 6 収益納付すべき期間は補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月13日総国技第13号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、この要綱の施行より前に交付の決定を行った補助事業の取扱いについては、なお従前の要綱の定めるところによる。

別表

○ICT イノベーション創出チャレンジプログラム

補助事業の区分	補助事業の内容	補助率	補助上限額
研究開発機関支援	事業化支援機関のマネジメントのもと、民間資金の誘引等による市場や出口を見据えたビジネスモデル実証フェーズに取り組む研究開発(プロトタイプ製作、デモ、ビジネスモデル検討等)、事業育成及びそれらの活動を通じた経験・知見の蓄積、人材育成、人材資源等の活用を図るための取組を支援する。	中小企業にあつては2/3以内	7,000万円以内
		大学等の公益法人等にあつては10/10以内	7,000万円以内

様式 1 (第 6 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付申請書

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 事業計画

(1) ○○年度補助対象経費

円 (税抜)

(2) 事業全体の補助対象経費

円 (税抜)

単位 (円)

	年度 ()	年度 ()	合計
補助対象経費			
補助対象外経費			
合計			

※事業全体の年度を記載のうえ、本申請の対象年度に (○) を記載すること

※過日の経費については、現時点での実績見込みを記載すること

(3) その他詳細

別紙のとおり

3. 補助事業者の住所

4. その他

(別紙)

事業計画書

I. 補助事業の内容

1. 補助事業の名称

2. 機関名

研究開発機関

事業化支援機関

3. 補助事業の目的

4. 本年度の事業の目標及び内容

5. 補助事業期間

・ 補助事業の着手（予定）日 平成 年 月 日

・ 補助事業の完了（予定）日 平成 年 月 日

II. 補助事業の実施体制

事業項目	実施場所 (主たる場所)	担当責任者
(1) 研究開発機関		・ 事業担当責任者 ・ 経理担当責任者
(2) 事業化支援機関		・ 事業担当責任者

Ⅲ. 経費の区分

1. 補助対象経費の内訳

(単位：円)

費目	種別	補助対象経費	補助金 ※1	備考
(1) 直接経費				
物品費	—			
	計			
人件費・謝金				
	計			
旅費	—			
その他				
	計			
(2) 委託費※2				
	計			
(3) 間接経費※3				
合計				

※1 補助金額については、研究開発期間内で別表に定める上限額以内とすること。

※2 委託先について企業名や委託内容をある程度記載すること。

※3 間接経費を計上する場合は、(1)(2)の合計金額の30%以内とすること。

2. 補助事業費

(単位：円)

補助対象経費	
補助対象外経費	
補助事業費 合計	

様式 2 (第 7 条第 1 項関係)

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣 印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事業化支援機関の名称
3. 補助金の交付決定額
4. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）及び先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
6. 補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
7. その他

様式 3 (第 9 条関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金について、交付の申請を取り下げたいので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 取下げの理由
3. その他

様式 4-1 (第 11 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金経費配分（事業内容）変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金について、経費配分（事業内容）を変更したいので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 変更の内容
 - ①変更前
 - ②変更後
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. その他

様式 4-2 (第 11 条第 3 項関係)

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣 印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金経費配分 (事業内容) 変更承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金に係る補助金経費配分 (事業内容) の変更申請については、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の交付決定変更の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号において交付決定を行った平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業とし、その変更内容は変更承認申請書記載のとおりとする。
4. その他

様式 5-1 (第 12 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金について、事業を中止（廃止）したいので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金交付決定額
3. 事業中止（廃止）の年月日
4. 事業中止（廃止）の理由
5. その他

様式 5-2 (第 12 条第 2 項関係)

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣 印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業中止承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業の中止については、補助事業を遂行することができないと認められるので、これを承認します。

なお、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を行った平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金については、交付要綱第 19 条第 1 項の規定によりその決定を取り消すこととしたので、通知します。

様式 5-3 (第 12 条第 2 項関係)

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣 印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業廃止承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業の廃止については、補助事業を廃止することが適当と認められるので、これを承認します。

なお、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を行った平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金については、交付要綱第 19 条第 1 項の規定によりその決定を取り消すこととしたので、通知します。

様式 6（第 13 条関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金事業遅延届

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金について、事業の遅延が見込まれるので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の内容及び進捗状況（経費の支出状況含む）
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

様式 7-1 (第 14 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金につき、その実施状況について、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 現在までの事業実績
3. 現在までの経費の支出状況

費目	補助事業費 (A)	補助事業費 の支出額(B)	進行率(%) (B)/(A)	補助金の概 算交付済額	補助金の 支出額	備考
合計						

4. その他

様式 7-2 (第 14 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

【研究開発機関】

機関名

職 名

氏 名

印

【事業化支援機関】

機関名

職 名

氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金に係る事業完了届

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金につき、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況 (※交付決定内容に照らして補助事業が完了しているか具体的内容を記載)

(注) 本様式は、日本工業規格 A4 版とすること。

様式 8 (第 15 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金について、事業が完了(補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了)しましたので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実績(決算書)
別紙 1 及び別紙 2 のとおり
3. 補助事業者の住所
4. その他

別紙 1

補助事業の実績（決算書）

1. 補助対象経費の内訳

〔単位：円〕

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金								
交付決定額（平成○年度）				補助金に係る実績額（平成○年度）※1				
合計（a+b+c）	直接経費（a）	委託費（b）	間接経費（c）	合計（A+B+C）	直接経費（A）	委託費（B）	間接経費（C）	
円	円	円	円	円	円	円	円	
直接経費等請求済額（平成○年度）※2								
概算払等請求額 （平成○年度）	受入利息	計						
円	円	円						
費目別収支決算（状況）表								
	直接経費					委託費	間接経費	合計
	物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計			
交付決定額	円	円	円	円	円	円	円	円
					(a)	(b)	(c)	(a+b+c)
補助事業に 要した経費	円	円	円	円	円	円	円	円
補助対象経費	円	円	円	円	円	円	円	円
補助金充当額	円	円	円	円	円	円	円	円
					(A)	(B)	(C)	(A+B+C)
補助対象外経費	円	円	円	円	円	円	円	円
収入※3								
補助金	自己負担	その他	合計					
円	円	円	円					
備考欄								

※1 間接経費は、補助交付決定時の率及び補助交付決定額の範囲内で算出すること。

※2 概算払等を複数回受けた場合には、「概算払等請求額」、「受入利息」をそれぞれ記載し、「計」欄にはその合算額を記載すること。

※3 補助事業の実施に際して投資等を受けた場合には「自己負担」の欄に計上するとともに、その内訳を備考欄に記載すること。また、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄における「その他」に計上すること。

2. 補助事業費

（単位：円）

補助対象経費	
補助対象外経費	
補助事業費 合計	

別紙 2

取得財産等一覧表

1. 補助事業において取得・製造した資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	取得等年月日	取得等価格	設置場所 (住所)	備考

※補助事業において取得・製造した資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※交付要綱第 22 条第 1 項の財産処分の制限に該当するものは備考欄に「*」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において取得・製造した資産すべてについて年度に区分し記載すること。

2. 補助事業において効用の増加がなされた資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	効用の増加年月日	財産の額		設置場所 (住所)	備考
				増加前	増加後		

※交付要綱第 18 条第 1 項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされた資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※本補助事業において取得・製造した資産については備考欄に「*」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において効用の増加がなされた資産すべてについて年度に区分し記載すること。

様式 9-1 (第 16 条第 1 項関係)

● ● ● 第 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金確定通知書

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金については、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の額の確定額
4. その他

殿

総務大臣

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金確定通知書

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金については、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

なお、既に交付した補助金の額が確定した額を超えるので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 3 項に基づき、下記のとおり別途送付する納入告知書により返還してください。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の額の確定額
4. 返還すべき補助金の額
5. 返還期限
納入告知書に記載された期限
6. その他

様式 10 (第 17 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって確定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額
3. 補助金返還相当額
※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。
4. その他

様式 11 (第 18 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金に係る補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金につき、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算)払請求金額(算用数字を使用すること。) 円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。
(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式 12 (第 20 条関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金に係る知的財産権報告書

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金による事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得たので、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 20 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類、番号	出願年月日	取得年月日

様式 13-1 (第 21 条第 1 項関係)

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 22 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式 13-2 (第 21 条第 3 項関係)

取得財産等管理明細表 (平成 年度)

財産名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 22 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式 14-1 (第 22 条第 3 項関係)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金における財産処分につき、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第 22 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由

様式第15（第25条第1項関係）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

機関名
職名
氏名

印

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金における事業化及び収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金における事業化の状況及び収益状況を、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- 1. 補助事業の実施結果の事業化 有 無
- 2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 有 無
- 3. その他の補助事業の実施結果の他への供与 有 無

(単位：円)

補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度まで の補助事業 に係る支出額	基準納付額	前年度まで の補助事業 に係る国へ の累積納付 額	本年度 納付額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)

(記載注意事項)

1. 「補助事業の実施結果の事業化」とは、補助事業で作成した試作品等について、補助事業終了後に補助事業者が開発費を投じる等の改良等加えることなく製品化して販売した場合又は、補助事業で実施した性能評価の評価結果を、製品等の説明や宣伝等に用いて販売を行う場合とする。
2. 「補助金確定額：(A)」とは、補助金確定額をいう。
3. 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、
補助事業の実施結果の事業化：材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額
補助事業の実施結果の他への供与：知的財産権の譲渡・実施権の設置契約に係る代理手数料、専用実施権・通常実施権の設定登録費用等
をいう。
なお、(B) が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G) の項目については、記載しないこと。
4. 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金確定額）をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
5. 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
6. 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「補助金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) A / D)$
7. 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
8. 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超える場合には、「補助金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$
9. (B) 補助事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料（収益計算書例を参照）を添付すること。

(注) 本様式は、日本工業規格A 4判とすること。

(収益計算書例)

平成 年度 収益計算書

	区分	補助事業の実施に係る 金額 (円)	備考
収入	売上収入		
	知的財産権に係る収入		
	実施結果の他への供与による収入		
	収入合計 (A)		
経費	売上原価		
	販売直接費		
	販売間接費		
	一般管理費		
	買戻損失		
	買戻損失準備金引当額		
	棚卸減耗		
	その他 ()		
	経費合計 (B)		
収益額 (A-B)			

※収益額の計算根拠が確認できれば、上記例の様式である必要はない。